

「飛鳥・藤原の宮都」の世界文化遺産登録を受け、藤原宮跡の国営公園化の 早期実現を求める決議

地元自治体とともに活動を進めてきた「飛鳥・藤原の宮都」について、令和8年7月26日、韓国・釜山で開催された第48回世界遺産委員会において正式に世界文化遺産の登録が決定されたことは、奈良県にとって、また日本にとって、まさに歴史的慶事である。

「飛鳥・藤原の宮都」は、飛鳥時代から奈良時代にかけての日本の律令国家形成を体現する比類なき資産群であり、その中核をなす藤原宮跡は、694年から710年まで持統・文武両天皇が都とした日本最初の本格的都城である。今回の登録は、この地が人類共通の宝として世界的に認められたことを意味するものであり、奈良県議会として深く喜びを表明するとともに、これまで登録実現に尽力されたすべての関係者に心から敬意を表するものである。

しかしながら、世界遺産登録は到達点ではなく、新たな出発点である。登録後に世界中から訪れる来訪者が、この地の歴史的・文化的価値を存分に体感できる環境を早急に整えることは、登録を推進してきた国の責務であり、またこの地を擁する奈良県の使命でもある。

古代宮都の歴史軸に目を向けると、藤原宮に先行する飛鳥の地には国営飛鳥歴史公園が、藤原宮に続く平城宮の地には国営平城宮跡歴史公園が、それぞれ国営公園として整備され、国土交通省と文化庁の連携のもと、遺跡の保存と活用が高い水準で推進されている。

しかるに、この歴史軸の中核に位置し、世界遺産の主要構成資産である藤原宮跡のみが、いまだ国営公園として整備されていない。飛鳥・藤原・平城という古代宮都の歴史軸において、藤原宮跡だけが空白のままであることは、世界遺産登録という歴史的事実を照らして、もはや看過できない状況である。

奈良県はこれまで長年にわたり国に対して藤原宮跡の国営公園化を要望してきた。国土交通省は「整備の方向性が具体化されれば検討する」との姿勢を示し

ており、現在文化庁において保存整備基本計画の策定が進められているところである。世界遺産登録という、またとない歴史的な好機を得た今こそ、国が政治的決断を下し、具体的な整備に踏み出すべき時である。

よって、奈良県議会は、世界遺産登録というこの歴史的機会を逃すことなく、国に対し、次の事項を強く求めるものである。

1 国土交通省は、世界遺産登録という歴史的機会を真摯に受け止め、国営飛鳥歴史公園・国営平城宮跡歴史公園と並ぶ第三の古代宮都国営公園として、藤原宮跡の国営公園化に向けた具体的検討を直ちに開始すること。

2 文化庁は、策定中の藤原宮跡保存整備基本計画において、国営公園化による整備を明確な方針として位置づけ、国土交通省との連携体制を速やかに構築すること。

3 政府は、世界遺産登録にふさわしい来訪者受け入れ環境の整備を国家的責務と明確に位置づけ、藤原宮跡の国営公園化に必要な予算を早期に確保すること。

4 政府は、「飛鳥・藤原の宮都」の世界遺産登録後の活用を国家的プロジェクトと位置づけ、藤原宮跡を含む構成資産全体の保存・整備・活用を推進する体制を速やかに構築すること。

以上、決議する。

令和8年10月23日

奈良県議会